

名古屋市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

資料2-1

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正を踏まえ、新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的として、「名古屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「本市行動計画」という。）を改定する。

経過

本市行動計画の改定に当たっては、本市附属機関である「名古屋市感染症予防協議会」等において議論・協議を行うとともに、所管事務調査、パブリックコメントを実施し、広く意見聴取した。

また、この間には、本市新型インフルエンザ等対策本部会議に議題として提出し、全庁的に検討状況を共有してきた。

改定のポイント

記載項目	旧計画	新計画												
策定/改定	平成26年3月に策定	新型コロナウイルス感染症への対応の経験、政府行動計画及び愛知県行動計画の改定を踏まえ、約10年ぶりに改定												
対象疾患	新型インフルエンザが主な対象	新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実												
発生段階の考え方	レベル0～レベル7	<p>対策段階を3期（準備期、初動期、対応期）とし、準備期の取組を充実させ、一連の流れを持った戦略を確立する</p> <table border="1"> <tr> <td>準備期</td> <td>初動期</td> <td colspan="4">対応期</td> </tr> <tr> <td>発生前の段階</td> <td>政府対策本部が設置され基本的対処方針が定められ実行されるまでの間</td> <td>封じ込めを念頭に対応する時期</td> <td>病原体の性状等に応じて対応する時期</td> <td>ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</td> <td>特措法によらない対策に移行する時期</td> </tr> </table>	準備期	初動期	対応期				発生前の段階	政府対策本部が設置され基本的対処方針が定められ実行されるまでの間	封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に応じて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特措法によらない対策に移行する時期
準備期	初動期	対応期												
発生前の段階	政府対策本部が設置され基本的対処方針が定められ実行されるまでの間	封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に応じて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特措法によらない対策に移行する時期									

記載項目	旧計画	新計画
感染拡大への対応	比較的短期の収束が前提	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が発生することも想定 ・ 状況の変化（検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、市民経済の状況等）に応じて、感染拡大防止と市民経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的な対策の切替え
対策項目	①実施体制	①実施体制
	②サーベイランス・情報収集	②情報収集・分析、③サーベイランス
	③情報提供・共有	④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
	④予防・まん延防止	⑤ <u>水際対策</u> 、⑥ <u>まん延防止</u> 、⑦ <u>ワクチン</u>
	⑤医療	⑧医療、⑨ <u>治療薬・治療法</u> 、⑩ <u>検査</u> 、⑪ <u>保健</u>
	⑥市民生活・市民経済	⑫ <u>物資</u> 、⑬市民生活・市民経済
計画の期間	—	定期的なフォローアップを通じた改善等に加え、関連する諸制度の見直し状況、本市行動計画の充実に資する情報等も踏まえ、おおむね6年ごとに改定を行う

※対策項目のうち、新規項目は下線。 2